

第 426 回 東京地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時 令和 4 年 7 月 5 日 (火) 午後 4 時 01 分から午後 4 時 50 分まで
- 2 場 所 九段第三合同庁舎 1 1 階 共用会議室 1 - 1、 1 - 2
- 3 出席者 公益代表委員 6 名 労働者代表委員 6 名 使用者代表委員 6 名
- 4 議事録

都留会長 定刻になりましたので、ただいまより第 426 回東京地方最低賃金審議会を始めます。

開催に当たりまして、東京労働局長より御挨拶をいただきます。

労働局長 東京労働局長の辻田でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、大変御多忙なところ、第 426 回東京地方最低賃金審議会に御臨席を賜りまして、誠にありがとうございます。

6 月 7 日に閣議決定が行われまして「経済財政運営と改革の基本方針」、それから「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」、こういったものにおきまして、最低賃金について「官民が協力して、引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論していただくことが必要である」ということになったところでございます。

委員の皆様方におかれましては、こうした状況についても十分御配慮いただきながら、今年度の最低賃金の改定について御審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。これから暑さがますます厳しい季節になってまいりますけれども、首都東京の最低賃金、非常に注目度も高いということもございますので、熱心な審議を改めてお願いをし、私からの御挨拶とさせていただきます。

都留会長 ありがとうございます。それでは、審議に入ります。本日の会議の定足数について事務局から報告をお願いします。

主任賃金指導官 本日は公益代表委員 6 名、労働者代表委員 6 名、使用者代表委員 6 名に御出席をいただいております。委員定数 18 名のうち全員が御出席ですので、最

低賃金審議会令第5条第2項による定足数である、全委員の3分の2以上、または各側委員の各3分の1以上を充たしておりますことを御報告いたします。

都留会長 次に、審議会委員の異動について事務局から報告をお願いします。

賃金課長 御報告をさせていただきます。本年3月15日付、児玉委員が退任され、後任としまして本年6月1日付、権丈委員が審議会委員に就任されました。

また、本年4月18日付、杉崎委員が退任されまして、後任として本年6月6日付、清田委員が審議会委員に就任されました。お二人から御挨拶をいただければと思います。権丈委員、よろしく願いいたします。

権丈委員 慶應大学の権丈と申します。よろしく願いいたします。

賃金課長 続きまして、清田委員からも、よろしく願いいたします。

清田委員 東京商工会議所の清田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

賃金課長 事務局からは以上です。

都留会長 ありがとうございます。

それでは、私からも一言、御挨拶申します。着座にて失礼いたします。会長の都留です。今年度は、物価の上昇、不安定なウクライナ情勢、新型コロナウイルス感染症による影響がまだ続く中、これを踏まえた議論になるかと思われまます。また、先ほど局長の御発言にもありましたように、最低賃金に関する世間の注目も集まっております。非常に難しい判断を迫られることになるかと思いますが、私も円滑な議論の議事進行に努めたいと考えています。どうぞよろしく願いします。

続いて、本日は、令和4年度最初の審議会となりますので、事務局から今年度の事務局の職員の紹介をお願いいたします。

賃金課長 私から紹介させていただきます。重ねてになりますが、辻田労働局長です。続きまして、井口労働基準部長です。中西主任賃金指導官です。江口賃金指導官です。

以上、よろしく願いいたします。

都留会長 それでは、議事(1)の「会長代理の選出について」に入ります。会長代理の選出については、最低賃金法第24条第4項において「会長に事故があるときは、あらかじめ第2項の規定の例により選挙された者が会長の職

務を代理する。」とされており、また、その選出は公益を代表する委員のうちから委員が選挙するとされていることから、公益代表委員の間で会長代理候補について選出していただきました。その御報告を村上委員にお願いいたします。

村上委員 それでは、選出結果について報告いたします。公益委員としては、会長代理には権丈委員を推挙いたします。

都留会長 ただいま村上委員より権丈委員を会長代理にとの御推挙がありました、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

都留会長 異議なしということですので、会長代理には権丈委員の就任を決定させていただきます。

 それでは、会長代理となられました権丈委員に一言、御挨拶をお願いいたします。

権丈委員 座ったままで申し訳ありません。よろしくお願いいたします。私は社会保障とか社会政策、経済政策を研究しておりまして、最低賃金というものが極めて重要になるということを十分認識しております。中でも東京都の審議会は大きな役割を担っておりますので、公益委員、そして当審議会の会長代理として円滑な議論がなされますよう努めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

都留会長 それでは、議事を進めます。議事(2)の「東京都最低賃金の改正決定の諮問」に入らせていただきます。

 本日、東京労働局長より、東京都最低賃金について改正諮問をされる御意向とのことですので、当審議会としてこれをお受けすることにいたしたいと思います。それでは、局長、お願いいたします。

(局長から会長へ諮問文手交)

労働局長 ただいま最低賃金の改正について諮問をさせていただきました。諮問文

のとおり、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針」、そういったものに配慮しつつ、調査審議をお願いしたいということでございますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

都留会長 ありがとうございます。ただいま諮問文を受け取りました。事務局は諮問文を朗読してください。

主任賃金指導官 それでは、各委員に諮問文写しをお配りください。

(諮問文 (写) 配付)

主任賃金指導官 諮問文を読み上げます。

東労発基 0705 第 1 号

令和 4 年 7 月 5 日

東京地方最低賃金審議会会長 殿

東京労働局長 辻田 博

東京都最低賃金の改正決定について (諮問)

最低賃金法 (昭和 34 年法律第 137 号) 第 12 条の規定に基づき、東京都最低賃金 (昭和 55 年東京労働基準局最低賃金公示第 8 号) の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 (令和 4 年 6 月 7 日閣議決定) 及び新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針 2022 (同日閣議決定) に配慮した、貴会の調査審議を求める。

都留会長 ありがとうございます。諮問に当たり、事務局から関連の資料が用意されているようですので、説明をお願いします。

賃金指導官 お手元にお配りしております資料に基づいて説明させていただきます。

表題に「第 426 回東京地方最低賃金審議会資料目次」と題しました資料集をお手元のほうに御用意いただければと思います。資料集 5 ページからの資料 2、2022 年春季賃上げ要求・妥結状況を御覧ください。

1 枚めくっていただいて、7 ページ、8 ページ、こちらは 2022 年の春季賃上げ要求及び妥結状況について、東京都が都内の 1,000 労働組合を対象に、春季賃上げ要求及び妥結状況を調査したもので、令和 4 年 5 月 19 日現

在の中間集計結果の資料でございます。7ページは、2022年の産業別規模別の春季賃上げの要求状況。次の8ページは、2022年の産業別規模別の春季賃上げの妥結状況。次の9ページは、過去10年間の要求・妥結状況の結果となっております。

続きまして、資料集11ページ、資料3、労働経済関係資料を御覧ください。

こちらの資料は、1枚めくった13ページ、その1と、14ページ、その2に分かれておりまして、いずれも東京都及び全国の労働経済関係を示した資料でございます。東京都や厚生労働省等から出されている各種資料に基づいて、事務局のほうで編集したものとなっております。

13ページ、その1、こちらは雇用、賃金、労働時間、求人倍率等の雇用状況に関する資料となります。1枚めくった14ページ、その2、こちらは鉱工業指数、所得・消費、物価指数、企業倒産等の状況といった雇用を取り巻く経済環境に関する資料となっております。その1、その2共に、各表の上段が平成28年から令和3年までの年平均、中段から、令和3年1月以降の各月の数値を示しております。資料の出所につきましては、各表の一番下の欄に掲載しております。

なお、各項目に記載されております指数についてでございますが、その1の雇用・賃金・労働時間における東京都及び全国の実質賃金指数につきましては、昨年度までは平成27年平均を100として算出しておりましたが、発行元がそれぞれ令和2年平均を100と算出し直しておりますので、令和2年平均を100とした数値を載せております。

また、その2の物価指数のうち、消費者物価指数（生鮮除く）と国内企業物価指数につきましても、昨年度までは平成27年を100としていたものを、発行元が令和2年を100として算出し直しておりますので、令和2年を100とした数値を載せてございます。

続きまして、資料集15ページ、資料4、中央最低賃金審議会第1回小委員会資料（抜粋）、こちらのほうを御覧ください。15ページから136ページまでは、こちらは本年6月28日に開催された中央最低賃金審議会第1回目安小委員会で配付された資料の抜粋となりますので、御紹介させていただきます。

きます。15ページから1枚めくっていただきまして、17ページ、資料ナンバー1、主要統計資料、こちらのほうを御覧ください。

さらに、2枚めくっていただいて21ページ、こちらのほうからは、全国統計資料編となっております。次の22ページから、主要資料であるGDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数、完全失業率の推移等が掲載されております。22ページの次の23ページには、求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、現金給与総額の指数の推移が掲載されております。1枚めくっていただいて24ページ、25ページ、こちらはそれぞれ、有効求人倍率の推移、年齢別常用求人倍率の推移が掲載されております。26ページを御覧ください。26ページから32ページにかけては、賃金・労働時間等の推移が掲載されております。33ページを御覧いただければと思いますが、33ページ及び裏面の34ページには春季賃上げ妥結状況の結果が、続く35ページのほうには夏季賞与・一時金妥結状況、続いて36ページには消費者物価指数の対前年上昇率の推移が、続く37ページには地域別最低賃金額、未満率及び影響率の推移が掲載されております。

続いて、38ページ以下を御覧ください。38ページには賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率の推移、続く39ページから41ページにかけては地域別最低賃金額と賃金水準との関係等が掲載されており、さらに42ページから48ページにかけては、企業の業況判断及び収益が掲載されており、49ページには法人企業統計でみた労働生産性の推移が掲載されております。

続きまして、51ページ、都道府県統計資料編、こちらのほうを御覧ください。こちらは51ページから63ページにかけては、ランク別、各都道府県ごとの統計資料が掲載されております。52ページは、ランク別、都道府県別の各種関連指標として、1人当たりの県民所得、標準生計費、新規学卒者の所定内給与額が掲載されております。続く53ページは、ランク別、都道府県別の有効求人倍率の推移、続く54ページは、ランク別、都道府県別の失業率の推移が掲載されております。続く55ページから58ページにかけては、ランク別、都道府県別の賃金・労働時間の実情と推移が掲載

されております。59ページ、60ページには、ランク別、都道府県別の消費者物価指数等の推移、61ページから63ページにかけては、ランク別、都道府県別等の労働者数等の推移が掲載されてございます。

続きまして、64ページ、業務統計資料編を御覧ください。こちら64ページから72ページにかけては、業務統計資料が掲載されてございます。65ページは各都道府県の令和3年度地域別最低賃金の審議・決定状況が、続く66ページには都道府県別の目安と改定額との関係の推移が、続く67ページには都道府県別の効力発生年月日の推移が、68ページでは全国とランク別の加重平均額と引上げ率の推移が、69ページでは地域別最低賃金額の最高額と最低額及び格差の推移が、70ページでは地域別最低賃金引上げ率の推移が、71ページ、72ページには最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果が掲載されております。

続きまして、73ページ、資料ナンバー2を御覧ください。こちらは令和4年6月7日に閣議決定されました、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）・新しい資本主義実行計画工程表の抜粋資料となっております。

続きまして、79ページ、資料ナンバー3を御覧ください。こちら令和4年6月7日に閣議決定された、経済財政運営と改革の基本方針2022の抜粋資料でございます。

続きまして、85ページ、資料ナンバー4を御覧ください。こちらには、足下の経済状況等に関する補足資料が掲載されております。裏面86ページには新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の日別の推移が、87ページには『内閣府「月例経済報告」における日本経済の基調判断（2022年1月～6月）』が、88ページには新型コロナウイルス感染症に関連した仕事や生活への影響が、89ページと90ページにはそれぞれ連合と経団連における春季賃上げ妥結状況が掲載されております。

続きまして、91ページからは地域別の状況としまして、92ページでは新型コロナウイルス感染症の都道府県別感染者数（累積）が、93ページではランク別完全失業率の推移が、94ページと95ページにはそれぞれランク別有効求人倍率の推移、ランク別新規求人数の水準の推移が掲載されてあり

ます。

続きまして、96ページからは産業別の状況としまして、97ページから主な産業の売上高経常利益率の推移が、99ページでは日銀短観による主な産業の業況判断D Iの推移が掲載されております。

続きまして、100ページからは消費者物価の動向としまして、101ページから105ページにかけては、消費者物価指数の推移等が掲載されてございます。

続きまして、106ページからでございますが、経済対策・中小企業への支援策としまして、107ページ、108ページにはコロナ克服・新時代開拓のための経済対策とその執行状況が、109ページにはコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」が、110ページには中小企業の生産性向上等に係る支援策における令和4年度当初予算額、令和3年度当初予算額、令和3年度補正予算額が、111ページには中小企業の生産性向上等に係る支援策における主な補助金・助成金の実績が掲載されてございます。

続きまして、113ページからでございますが、参考資料ナンバー1、最低賃金に関する調査研究としまして、114ページから最低賃金に関する報告書(概要)として、115ページ、最低賃金制度の全体像について、116ページから118ページにかけては最低賃金と労働者の賃金・生活について、119ページでは最低賃金と労働市場(雇用や労働時間への影響)について、120ページでは最低賃金と生産性、企業の対応について、121ページと122ページにおいては最低賃金と地域として、最低賃金の地域差と最低賃金の地域間移動について掲載されております。

続きまして、124ページから130ページにかけて、J I L P T(労働政策研究・研修機構)最低賃金の引上げと企業行動に関する調査(2021年)の概要が掲載されておまして、131ページから136ページにかけては三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社による最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査(2022年)の概要が掲載されております。

続きまして、業務改善助成金について御説明させていただきます。

資料集の137ページ、資料5「業務改善助成金のご案内」を御覧ください。

1枚めくっていただき、139ページを御覧ください。業務改善助成金は、こちらは生産性の向上等により事業場内最低賃金を引き上げやすい環境を整備するため、中小企業に対する支援策としての助成金となっております。業務改善助成金は、事業場内の最低賃金を一定金額以上引き上げ、設備投資等を行った場合に、その費用の一部を助成するもので、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内、事業場規模100人以下の事業場を対象としております。

助成金の助成額はリーフレットのコース区分、30円コースですとか、90円コースと書いてございますが、事業場内の最低賃金の引上げ額と引き上げる労働者数により幅が設けられており、下は30万円から上は600万円まで、設備投資費用または人材育成・教育訓練費用等の一部、上限額はございますが、基本的に4分の3の額が助成されるということになっています。139ページ、こちらが業務改善助成金の通常コースのリーフレット、141ページ、こちらが特例コースのリーフレットとなっております。通常コースの申請締切、こちらは令和5年1月31日まで、特例コースにつきましては令和4年7月29日までとなっております。

通常コースと特例コースの違いでございますが、端的に言うと、2つございまして、1つは、特例コースではコロナ禍により売上げ等が30%以上減少している必要があること。もう1つは、通常コースでは、助成金の申請後、将来に向かって最低賃金を引き上げる必要がございますが、特例コースでは、助成金の申請する前、一定期間の間の過去に最低賃金を引き上げていただいた場合に助成金の対象になるというところが異なる点となっております。

続きまして、資料集143ページ、資料6、東京働き方改革推進支援センターを御覧ください。1枚めくっていただき、145ページ、この働き方改革推進支援センターとは、就業規則の作成方法、賃金既定の見直し、労働関係助成金の活用など、働き方改革に関連する様々な相談に総合的に対応、支援することを目的として、全国47都道府県に設置されているものでございます。そして、この資料の東京働き方改革推進支援センターにつきましても、東京都に設置され、中小企業の事業主等からの賃金引上げに向けた相

談や、各種労働関係に関する相談に対しまして、専門家による無料相談をワンストップで行っているものとなっております。

続きまして、資料集147ページ、令和3年度地域別最低賃金改定状況を御覧ください。1枚めくっていただいた149ページ、こちらには令和3年度における全国の地域別最低賃金改定状況が記載されております。昨年度の中賃では、引上げ額の目安については、AからDランク全てにおいて28円との金額が提示され、東京では、意見の隔たりはあったものの、中賃の答申において示された目安どおり28円引き上げられています。御覧いただきますと、47都道府県のうち、最低賃金が1,000円を超えているものは、最も高い東京都の1,041円、次いで神奈川県1,040円、最も低いものは高知県と沖縄県の820円、次いで岩手県、鳥取県など8県の821円などとなっております。800円台の最低賃金額が37県ほどあるかと思えます。

私からの説明は以上でございます。

都留会長

ありがとうございました。何か御意見、御質問はございますでしょうか。よろしいですか。

ただいま当審議会として諮問を受けましたので、東京都最低賃金の改正について、関係労働者及び関係使用者の意見を求めることとなりますが、この手続について事務局から説明をお願いします。

賃金課長

最低賃金法第25条第5項、最低賃金法施行規則第11条第1項に定める関係者の意見聴取に係る手続について御説明申し上げます。

最低賃金の改正について調査審議を行う場合、審議会は関係労働者及び関係使用者の意見を聞くこととされておりまして、このため一定期日まで審議会に意見書を提出すべき旨を公示することとなります。この意見書の提出を求める旨の公示につきましては、公示日が本日、令和4年7月5日、意見書提出期日は令和4年7月20日と予定しておりますので、よろしく願いいたします。

都留会長

また、今後、最低賃金法第25条第2項に基づいて、金額審議のための専門部会を設置し、調査審議を行うこととなりますが、専門部会委員の任命の手続等について、事務局から説明をお願いします。

賃金課長

専門部会委員の任命等の手続等について、御説明申し上げます。

専門部会の委員につきましては、最低賃金審議会令第6条第1項で公・労・使委員各3名、委員数9名以内とされています。

公益代表委員につきましては、労働局長が任命し、また同条第4項により準用されます同審議会令第3条によりまして、労働者代表委員、使用者代表委員につきましては、関係者、関係団体の推薦に基づいて労働局長が任命することとなっております。

労使委員の推薦の公示につきましては、公示日は本日、令和4年7月5日、締切日は令和4年7月20日を予定しております。

都留会長

労使の委員の皆様、よろしいでしょうか。

次に、最低賃金審議会令第6条第5項の適用について、委員の皆様にお諮りします。最低賃金審議会令第6条第5項では、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」とされています。当会では、全会一致の場合に限り、最低賃金審議会令第6条第5項を適用してきました。今年度の東京都最低賃金専門部会についても、この規程を適用したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

都留会長

御異議がないようですので、今年度の東京都最低賃金専門部会について、全会一致の場合に限り、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することとします。

それでは、最後に、議事(4)「その他」に入ります。事務局からお願いいたします。

主任賃金指導官

お手元にお配りしております参考資料に基づき、御報告させていただきます。「参考資料目次」と題しました資料を御用意ください。こちらを基に御報告させていただきます。

1枚めくっていただいて、1ページからの参考1、最低賃金に関する要望についてを御覧ください。もう1枚めくっていただきまして、3ページ、4ページにつきましては、最低賃金に関する要望についてとして、日本商工

会議所、全国商工会連合会及び全国中小企業団体中央会から提出されたものでございます。御要望いただいている事項は、現状の認識では2つほど項目がございまして、項目1として、最低賃金が目指す水準等について政府方針を示す場合には、その決定に際し、労使双方の代表が意見を述べる機会を設定し、経済情勢や賃上げの状況などを十分に反映したものとすべきである。項目2として、最低賃金の審議においては、中小企業・小規模事業者の経営実態を十分に考慮するとともに、法が定める三要素(生計費、賃金、支払い能力)に基づき、各種指標・データによる明確な根拠のもとで納得感のある水準を決定すべきであるとされております。

続きまして、5ページ、参考2、最低賃金に関する要望を御覧ください。1枚めくっていただきました7ページから13ページにかけて、最低賃金に関する要望として日本商工会議所及び東京商工会議所から提出されたものでございます。こちらで御要望いただいている事項は、現状の認識では6つほど項目がございまして、項目1の具体的要望項目は、最低賃金が目指す水準等について政府方針を示す場合には、その決定に際し、労使双方の代表が意見を述べる機会を設定し、経済情勢や賃上げの状況などを十分に反映すること。項目2の具体的要望項目は、最低賃金の審議においては、中小企業・小規模事業者の経営実態を十分に考慮するとともに、法が定める三要素(生計費、賃金、支払能力)に基づき、各種指標・データによる明確な根拠のもとで納得感のある水準の決定。項目3の具体的要望項目は、デジタル活用等の設備投資や働き方改革の支援、パートナーシップ構築宣言による取引適正化の一層の推進など、中小企業が自発的に賃上げできる環境の整備。パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ、大企業と下請中小企業との取引のさらなる適正化に向けた「5つの取組」の着実な推進、フォローアップを通じた実効性の強化。業務改善助成金、中小企業向け賃上げ促進税制の活用促進など、コロナ禍の影響を強く受ける飲食業、宿泊業等の事業者を中心とした経営継続、雇用維持の支援。項目4の具体的要望項目は、地域の経済実態に基づいたランク制の堅持。項目5の具体的要望項目は、10月1日前後の発効ではなく、年初め、または年度初めの発効とすること。項目6の具体的要望項目は、地域

別最低賃金を下回る特定最低賃金の廃止に向けた検討でございます。

続きまして、15ページからの参考3、2022年度最低賃金に関する要請書を御覧ください。1枚めくっていただき、17ページ、こちらは「2022年度最低賃金引上げに関する要請書」として、日本労働組合総連合会東京都連合会から提出されたものでございます。要旨といたしましては、現状の認識では連合が試算した都内の労働者が最低限の生活を営むに当たり、必要な賃金水準は時給額で1,190円。単身者世帯でも月額19万7,000円であり、現在の東京都の最低賃金1,041円で1日8時間、1か月22日働いたとしてもこの水準を下回っている状況にある。日本の首都東京における最低賃金は時給額1,500円を目指し、そして全国平均が1,000円以上となるように、今年度の引上げ額を審議することなどの要請となっております。

続きまして19ページからの参考4「要望書」を御覧ください。1枚めくっていただいて21ページから23ページにかけて、こちらは全国一般労働組合全国協議会から提出されたものでございます。要旨といたしましては、こちらの項目の1番目に最低賃金に係る御要望をいただいております。現状の認識では、その要旨といたしましては、最低賃金について、生活保護との整合性に配慮するとされているが、一人親世帯等の生活保護水準との比較では、なお最低賃金のほうが低いため、少なくとも一人親世帯が何とか暮らせる時給1,500円以上の水準とすること。最低賃金の地域間格差は、必要性経費の現実も反映せず極端に大きい。早急に全国一律最低賃金制度を実現すること。最低賃金審議会の審議を全て公開すること。その際、希望者全員が傍聴できること。意見陳述の機会を大幅に増やすこと。審議の経過、結果をホームページなどで発表すること。最低賃金審議会の委員選出に際しては、最低賃金に影響を受ける低賃金労働者等の実態や意見の反映できる者等の選任を求めるなどの要請となっております。

続きまして、25ページ、参考5「全国一律最低賃金制度と東京で早期に時給1500円の実現 東京最賃審議会の全面公開と意見陳述を求める要請書」、「全国一律最低賃金制度の創設と東京で今すぐ時給1,500円以上の実現を求める要請」署名19,635筆（抜粋）、お手元にお配りしております青い表紙の冊子「自治体キャラバン18 全都募集時給調査報告」を御覧ください。

さい。

まず、27ページ「全国一律最低賃金制度と東京で早期に時給1500円の実現 東京最賃審議会の全面公開と意見陳述を求める要請書」の要旨としましては、現状の認識としましては、全国一律最低賃金制度を実現すること。東京で今すぐ時給1,500円を実現するために必要な中小企業支援を拡充すること。東京地方最低賃金審議委員の推薦者については選考経過を明らかにするとともに選任基準に基づき公正に選出すること。東京で暮らす最低賃金ラインの労働者の生活実態について審議会で直接意見陳述を行うこと。今年度の審議会の開催スケジュールと開催会場をできるだけ早く明らかにすること。審議会は本審はもとより専門部会を全面公開とすること。専門部会の議事録を公開すること。事務局は全国の地方最低賃金審議会での意見陳述の実施や公開状況、欧米諸国等の最低賃金の動向を資料提供すること。また、東京春闘共闘会議で用意する最低生計費調査などの資料についても討議資料とすることなどの要請となっております。

続きまして、29ページ「全国一律最低賃金制度の創設と東京で今すぐ時給1,500円以上の実現を求める要請」を御覧ください。こちらは東京春闘共闘会議から提出された署名19,635筆の中から抜粋した署名でございます。こちら以外の署名につきましては、今そちらの中央のテーブルの上に置いてございます。

続きまして、お手元にお配りしております青い表紙の冊子「自治体キャラバン18 新聞折込み・フリーペーパー求人誌等による全都募集時給調査報告」を御覧ください。こちらも東京春闘共闘会議から提出されたものになります。

続きまして35ページ、参考6『東京地方最低賃金審議会の審議内容の公開度を増し「見える化」を進めてください』を御覧ください。こちらは橋本策也さんから提出されたものとなります。要旨としまして、現状の認識では、審議会の公開度アップを目指し、具体的取組を要望するものと思われれます。項目1では、全ての議事を公開し、やむを得ず非公開とする場面では、明確な理由、議事範囲を明らかとする議決を行うこと。項目2では、審議会の傍聴を希望者全員に保障すること。項目3では、審議会審議のイン

ターネット中継を行うこと。項目4では、全ての審議会の会議議事録を公開すること。項目5では、議事録の公開は速やかに数日中にホームページに行うこと。項目6では、審議会に関する重要事項は全てホームページ上に速やかに公開すること。項目7として、審議に当たってはパブリックコメントを行い幅広く意見を公募すること。項目8として、最低賃金近傍で働く様々な労働者の声を聴く姿勢を持ち、意見陳述の場の設定、公聴会の設定、実態把握に向けての調査活動を行うことなどの要望となっております。

私からの説明は以上になります。

都留会長 ありがとうございます。委員の方々は御確認をお願いします。事務局から何かほかにありますか。

賃金課長 次回の審議会について、御案内をさせていただきます。今回は中央最低賃金審議会の目安の伝達を予定しております。開催日時は令和4年7月29日金曜日、午後1時30分から、場所は本日と同じ、九段第3合同庁舎11階、共用会議室1-3を予定しております。皆様の御出席をよろしく願います。

以上です。

都留会長 本日の議事は以上で全て終了となります。本日の議事録については、公益委員は私が、労働者側委員は大島委員、使用者側委員は井上委員に御確認をお願いします。

それでは、本日はこれで終了とします。